

中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書等に係る質問及び回答書

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
1	入札公告	4	12.	(2)				運営業務委託契約	契約保証金を「～運営業務委託契約の締結時に納付する」とあるが、運営業務委託契約書（案）第7条には「当該事業年度の開始日までに」とある。どちらか。	契約保証金の納付期日は、運営業務委託契約書（案）第7条「当該事業年度の開始日までに」を正とし、本業務の受注者は、当該事業年度の開始日までに契約保証金を納付することとします。
2	入札説明書	4	第2章	11.	2)	(3)		新施設の運営に係る対価	太陽光発電設備で発電した電力の所有権は行政にあるのか。その場合行政から運営事業者への電力の受け渡しの手続きはどう行うのか。	本事業は、公設民営方式（DBO方式）で実施するため、施設及び付帯設備の所有権は組合にあります。太陽光発電の売電に係る手続き関係の一切は受注者が行い、売電収入を運営費の一部に充当していただき、運営費のコスト削減を図っていただくことになります。また、売電に係る手続きにおいて、組合の関与が必要な部分については、組合が協力します。
3	入札説明書	15	第6章	1.	5)	(1)		入札説明書等の承諾	「応募者は、様式2-1の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。」とは、落札後には、基本協定書（案）基本契約書（案）建設工事請負契約書（案）運営業務委託契約書（案）締結に向けた貴組合・落札者間の協議やそれに伴う案文自体の見直し変更は行われなければならないということか。	各契約書（案）は、本事業の応募段階のものでありますが、各契約書（案）の趣旨や基本事項を大幅に見直すような変更は行いません。なお、契約内容について疑義がある項目、及び契約内容を補完する場合に限り見直しを行うこととなります。
4	入札説明書	16	第6章	1.	5)	(3)	④	資料の取り扱い	入札書類・事業提案書に対しても、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用されることがないと考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	17	第6章	3.	1)			事業契約内容の協議	「…なお、契約内容の協議は、各契約書（案）の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。」とは、落札後には、基本協定書（案）基本契約書（案）建設工事請負契約書（案）運営業務委託契約書（案）締結に向けた貴組合・落札者間の協議は行うが、それに伴う案文内容の見直し変更は行われなければならないということか。（詳細・解釈のみを明確にする為の協議を行い共有するのみか。）	No.3の回答のとおりです。
6	入札説明書	20	第7章	2.				入札参加資格申請書	副本は正本の写しでよいのか。副本にも押印は必要か。	副本には、押印は不要です。
	入札説明書	21	第7章	4.				入札参加資格申請書	副本は正本の写しでよいのか。副本にも押印は必要か。	副本には、押印は不要です。
7	要求水準書（整備編）	4	第1章	第2節	1.	1)		計画処理量	家庭系一般廃棄物は、生活系一般廃棄物と同じものか。	同じものです。
8	要求水準書（整備編）	5	第1章	第2節	1.	3)		計画ごみ質	表3計画ごみ質は、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の混合物に対する平均値か。	中央広域環境センター（現施設）のピット内の分析値のため、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物の混合物に対する平均値です。
9	要求水準書（整備編）	5	第1章	第2節	1.	3)		計画ごみ質	水分量はサンプリングの状況、採取から測定までの時間等に影響を受けられるが、状況を知ることができる資料の開示は可能か。	ごみ質の調査は、昭和52年11月4日環整95号〔改定〕平成2年2月1日衛環22号に準じて実施したものであり、サンプリング時の天候、温度、湿度など、データとして保存されているものについては開示が可能です。 〔閲覧希望者は本資料最終頁を参照すること。〕

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
10	要求水準書（整備編）	8	第1章	第2節	6.	2)		悪臭基準	表中、悪臭物質イソバレルアルデヒドの規制基準値は、0.03ppm ですが、0.003ppm ではないか。	悪臭物質（イソバレルアルデヒド）の規制基準値は、0.003ppm に修正します。
11	要求水準書（整備編）	53	第3章	第2節	1.	1)	(6)	設計方針	プラントの主要機器等とは、搬入路、計量器、搬入口、出荷口、バイオトンネル側面、バイオフィルターフィルター上面のみと考えてよいか。	新施設の見学者に対する説明等を十分に出来る範囲で、事業者の提案とします。
12	要求水準書（運営編）	3	第1章	第2節	3.			環境影響評価の遵守	中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書（案）は、閲覧できるのか。	中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査書（案）は閲覧可能です。 [閲覧希望者は本資料最終頁を参照すること。]
13	要求水準書（運営編）	8	第1章	第3節	6.	4)		本業務期間終了時の引渡条件	前ページ1)の「20年間を越えてもなお、」とは、ここで言う3年間（計23年間）のことを言うのか？単に20年目までの保守管理・点検を正に行うことを担保するための条項か。	運用開始後20年間の保守管理・点検等による機能維持を確実にするものです。その機能維持条件は、引渡後3年以内に大規模改修などが必要とならない状況で引渡しを行うこととなります。
14	要求水準書（運営編）	11	第4章	第2節	4.			搬入廃棄物の性状分析	「運営事業者は、新施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析・管理を行うこと」とあるが、排出者責任のもとにおいて自治体のごみ性状の分析は自治体が行うべきものではないか。	一般廃棄物処理施設の維持管理のために行う各種分析・検査（ごみ質調査を含む。）は、運営事業者が行うものとなります。
15	基本協定書（案）	2	第4条					連帯債務	この連帯債務は、入札説明書18頁契約保証金の納付方法③履行保証証券④履行保証保険で充当可能か。	連帯債務については企業間の連帯、連携による契約の履行を求めるものであり、具体的内容については、企業間で決定していただくこととなります。なお、当該内容について、履行保証証券等での充当は困難であると認識しています。
16	基本協定書（案）	3	第5条	5.	(7)			運営事業者の設立	この支援措置は、入札説明書18頁契約保証金の納付方法③履行保証証券④履行保証保険で充当可能か。	支援措置については企業間が連帯して支援を行い契約の履行を求めるものであり、具体的内容については、企業間で決定していただくこととなります。なお、当該内容について、履行保証証券等での充当は困難であると認識しています。
17	基本契約書（案）	1	第3条					連帯債務	この連帯債務は、入札説明書18頁契約保証金の納付方法③履行保証証券④履行保証保険で充当可能か。	No.15の回答のとおりです。
18	基本契約書（案）	9	第16条					性能保証に関する責任	この連帯債務は、入札説明書18頁契約保証金の納付方法③履行保証証券④履行保証保険で充当可能か。	引渡し後の性能保証に関する責任についての連帯債務は、企業間で連帯して新施設の性能の保証を求めるものであり、契約保証金等による補償を求めるものではありません。
19	建設工事請負契約書（案）	2	第4条					連帯債務	この連帯債務は、入札説明書18頁契約保証金の納付方法③履行保証証券④履行保証保険で充当可能か。	連帯債務については企業間の連帯、連携による契約の履行を求めるものであり、具体的内容については、企業間で決定していただくこととなります。なお、当該内容について、履行保証証券等での充当は困難であると認識しています。 建設工事請負契約書（案）での契約の保証については同第7条によります。
20	建設工事請負契約書（案）	4	第9条					著作権等の扱い等	民間企業の特許ノウハウ等保有技術は、法人の個人情報として保護する措置は取られるのか。	建設工事請負契約書（案）に記載のとおりです。ただし、個別の事案については、契約締結時に協議することとします。

No.	資料名	頁	項目					タイトル	質問	回答
21	建設工事請負契約書 (案)	4	第 9 条	2.	(2)			著作権等の扱い等	適用目的対象範囲を協議することは可能か。民間企業の特許ノウハウ等保有技術はこの条項から外せるのか。	No.20 の回答のとおりです。
22	建設工事請負契約書 (案)	35	第 76 条					秘密保持義務	頁 4, 第 9 条との組み合わせで、成果物・目的物及びその情報に関して、発注者の守秘義務は何ら課せられないということか。	秘密保持義務は、発注者及び受注者の双方に課せられる義務であり、第 9 条の条文は、秘密保持義務を課した上で行使されるものとなります。
23	運營業務委託契約書 (案)	5	第 1 章					総則	頁 1-4 は、欠落か。	第 1 章総則から 1 頁目に修正します。 以降、修正後の頁番号は括弧で表記します。
24	運營業務委託契約書 (案)	13 (9)	第 2 章	第 4 節	第 24 条	2		処理不適物の取り扱い	搬入者に対する分別指導は排出者責任のもと行政が行うものであると考えるので、文書の変更を依頼したい。	ごみを排出する前の分別指導は、構成市町が行いますが、ごみの搬入時には、運営事業者が処理不適物の混入が行われないよう搬入管理及び管理時の指導を行うことを定めたものです。
25	運營業務委託契約書 (案)	33 (29)	第 70 条					著作権の利用等	民間企業の特許ノウハウ等保有技術は、法人の個人情報として保護する措置は取られるのか。	運營業務委託契約書(案)に記載のとおりです。ただし、個別の事案については、契約締結時に協議することとします。
26	運營業務委託契約書 (案)	34 (30)	第 72 条					第三者の権利の侵害防止	頁 33, 第 70 条との組み合わせで、成果物・目的物及びその情報に関して、発注者の守秘義務は何ら課せられないということか。	運營業務委託契約書(案)の第 73 条(秘密保持義務)は、発注者及び受注者の双方に課せられる義務であり、第 70 条及び第 72 条の条文は、秘密保持義務を課した上で行使されるものとなります。
27	資料編							(要求水準書添付資料 5) CO ₂ 排出量	直接焼却処理に係る排出量か。	直接焼却処理(プラスチック等の非バイオマス)に伴う CO ₂ 排出量であり、電力消費等に係る CO ₂ 排出量は含みません。
28	資料編							(要求水準書添付資料 5) CO ₂ 排出量	収集運搬・スラッジ運搬・発電によるエネルギーオフセットを含むのか。	収集運搬・スラッジ運搬・発電に係る CO ₂ 排出量は含みません。
29	資料編							(要求水準書添付資料 5) CO ₂ 排出量	No.28 を含む場合には、それぞれの値はいくつか。	No.28 の回答のとおりです。

【資料閲覧を希望する場合】

No.9（計画ごみ質資料 [サンプリング時の天候、温度、湿度]）及び No.12（生活環境影響調査書（案））の資料閲覧を希望する場合は、下記の問い合わせ先に連絡すること。

① 問い合わせ先

中央広域環境施設組合施設整備局施設整備課

Email：chuou_kouiki_11@ck-kankyuu.org

② タイトル

「【送付者名】中央広域環境施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札札説明書等に係る質問及び回答 閲覧依頼」